

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力下、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【高齢者福祉課】

介護保険料と所得段階については、瀬戸市高齢者総合計画策定時に給付と負担のバランスの観点から総合的に判断していきます。第1段階・第2段階の免除については、実施する予定はありません。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【高齢者福祉課】

収入減少を理由とした介護保険料の減免につきましては、介護保険法に基づき条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

利用料の低所得者への減免につきましては、減免の要件が省令で規定されており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

市独自の補助制度は考えておりません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください

【高齢者福祉課】

介護予防アセスメントを実施する中で本人の状態を把握し、必要なサービスを提供することとなっております。報酬単価につきましては、現時点において引き上げの予定はありません。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

【高齢者福祉課】

当市としては、今のところ採用予定はありません。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【高齢者福祉課】

福祉用具貸与の対象品目については縮小しておりません。また、介護保険法等に基づき要介護度別に利用できる品目が決められております。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【高齢者福祉課】
現在のところ財政支援を実施する予定はありません。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【高齢者福祉課】
介護需要に応じた持続可能な介護サービス提供体制を整備します。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

【高齢者福祉課】
特別養護老人ホームの特例入所措置については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき判断することとなっております。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【高齢者福祉課】
瀬戸市独自施策の実施は考えておりません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【高齢者福祉課】
介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。瀬戸市独自の財政支援を行う考えはございません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【高齢者福祉課】
介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【高齢者福祉課】
介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成

内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【高齢者福祉課】

補聴器購入につきましては、令和8年4月より助成制度を開始いたしました。無料検診事業については、実施する予定はございません。

②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【高齢者福祉課】

本市では、移動支援という事業を行っております。地域団体等が実施する買い物ツアーやイベント、介護予防プログラム等において、参加者の送迎を行っております。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【高齢者福祉課】

第10期高齢者福祉計画の策定と合わせ、作成予定です。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【高齢者福祉課】

令和2年7月よりすでに実施しており、保険料を全額補助しております。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【高齢者福祉課】

無料検診事業を実施する予定はありません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

【高齢者福祉課】

第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、策定委員会の傍聴を可としているほか、調査内容と結果、委員会の議事録及び資料をホームページで公開しております。また、パブリックコメントも実施する予定としております。

②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、

居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

【高齢者福祉課】

第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、厚生労働省が提供している「地域包括ケア「見える化」システム」等を活用し、将来のサービス量を推計してまいります。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【高齢者福祉課】

要介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。すべての要介護認定者を障害者控除の対象とすることは考えておりません。対象者全員へ申請書を送付しており、申請があった方には送付しております。今後も自動的に個別送付をする予定はなく、申請があった方に送付します。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【国保年金課】

歳入と歳出のバランスや受益と負担の関係等を踏まえて総合的に判断してまいります。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【国保年金課】

繰越金や基金につきましては、中長期的な視点から被保険者の負担が急激に増加することのないよう活用していきます。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【国保年金課】

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、低所得世帯のための保険料の減免制度を新たに実施・拡充する考えはございません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【国保年金課】

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、18歳までの子どもの保険料の減免制度を新たに実施・拡充する考えはございません。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【国保年金課】

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、収入減少を理由とした保険料の減免制度を拡充する考えはございません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【国保年金課】

現在、特別療養費の対象者はいません。滞納者に対しては、従来どおり納付勧奨や納付相談を行っています。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【国保年金課】

法律に基づいて適切な処理に努めてまいります。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【国保年金課】

差押え等の滞納処分については、関係法令の規定に基づき、適切に執行しています。滞納処分の執行に当たっては、差押禁止財産等の規定を遵守し、生活再建等の支援が必要な方については、仕事・生活自立相談窓口をはじめとする関係部署等と連携し、必要な支援につなげるなど適切に対応しています。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

【国保年金課】

国が示す「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、愛知県国民健康保険運営方針によって進められており、県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保でき、国保財政の運営を安定化できることから、賛同しています。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料

(税)統一を前提としないでください。

【国保年金課】
国保財政の運営の安定化を目指すことを前提として検討してまいります。

(5) 傷病手当金・出産手当金

① 傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【国保年金課】
創設する予定はありません。

(6) 一部負担金の減免制度

① 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【国保年金課】
基準を変更する予定はありません。

② 制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【国保年金課】
制度について記載した「瀬戸市国保の手引き」を全戸配布する等、周知を行っています。

★(7) 資格確認書の発行

① 国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【国保年金課】
資格確認書の交付対象者に対しては、当面の間、申請によらず交付予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1) 生活保護制度

★① 物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【社会福祉課】
国の基準改定に沿って対応しております。

★② 生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。なお、当市には生活保護法に基づく救護施設はありません。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【社会福祉課】
厚労省通知の趣旨を踏まえ、適切に行っております。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【社会福祉課】
現在、女性現業員も配置しております。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでく

ださい。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。なお、現業員は正規職員で配置し、外部委託は行っておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【社会福祉課】
法令に従い適切に行っております。

⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

【社会福祉課】
厚生労働省の趣旨を踏まえ、適切に行っております。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【社会福祉課】
本市は自立相談支援事業を直営で実施し、関係機関とも連携の強化に努めています。また、生活保護は生活困窮者自立支援事業と同じ課で実施しており、日々連携しております。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【社会福祉課】
本市では、任意事業のうち、就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。相談窓口のチラシやHP等で周知に努めております。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【社会福祉課】
生活困窮者に対する市独自手当の実施は予定しておりません。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【社会福祉課】
低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業の実施は予定しておりません。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

【国保年金課】
誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。なお、入院時食事療養の標準負担額を助成する予定はありません。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

【国保年金課】
令和6年10月1日から18歳年度末まで医療費自己負担分を全額助成しております。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【国保年金課】
精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、全疾病を対象とした医療費助成を行っており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【国保年金課】
現行の制度において、医療費の増加が見込まれており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【国保年金課】
妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP

〇やボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【こども未来課】

「居場所づくり」に対しては、既に補助を行っております。

【社会福祉課】

学習支援事業はじめとした事業により、既に支援を実施しております。

【こども若者家庭センター】

子ども・若者が社会的自立に困難を抱えることを防ぐため、子ども・若者とその家族を支援する非営利の法人・団体・個人を対象として、「瀬戸市子ども・若者支援活動応援金」を交付しており、「居場所づくり」や「こども食堂」はこの応援金を通じて支援を行っています。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【こども若者家庭センター】

令和7年4月1日から「こども家庭センター」を設置しています。正規の保健師、看護師、福祉職、教員、保育士等を配置し、専門職員が相談支援を実施し、統括支援員をはじめとした関係機関との連携体制を整備しております。

(2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【学校教育課】

本市では、就学援助の対象を生活保護基準額の1.25倍以下としており、現在のところ、変更する考えはありません。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

本市では、就学援助対象者に対して、Wi-Fiルーターの貸し出しを行っています。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【学校教育課】

就学健診時や入学説明会での案内、年度始めや転入時に各学校で案内用紙を配布、申請を継続する保護者への申請書の直接配布、市ホームページで制度の案内を行っています。

★(3) 義務教育無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】

給食費の無償化につきましては、国の施策と歩調をあわせて進めます。小学生については、給食費の保護者負担なく給食を提供しています。中学１・２年生については値上げ分に対する支援を、中学３年生については給食費全額を支援しています。

②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

【学校教育課】

教材費や修学旅行費、制服代などの無償化につきましては、国の施策と歩調をあわせて進めます。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【保育課】

現状その予定はありません。

②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

【保育課】

現状外部搬入は行っておらず、今後の予定もありません。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【保育課】

1歳児については既に5：1での配置基準となっております。3歳児、4・5歳児については、現状においても保育士確保が困難な状況であることなどから配置基準の改善を実現することが難しい状況です。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

【保育課】

●現状、公立施設の統廃合や民間移管の予定はありません。
●現状、新たな認可保育所の整備・拡充の予定はありません。
●育児休業を取得した場合の退園については、現状変更の予定はありませんが、保育士の確保が進み、待機児童が生じない状況になれば検討の可能性あり。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員

は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【保育課】

**指導監査は、現状に引き続き実地検査を原則として対応します。
なお保育士等の対応については予定しておりません。**

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

【保育課】

- 現在は社会福祉法人が運営する保育所にて実施しています。
- 必要な指導・援助はその必要性、手法を含め検討課題ととらえています。
- 「環境整備及び職員配置のための自治体独自補助」は予定しておりません。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【社会福祉課】

障害者手当に代わって、令和3年度から「真に効果のある障害者施策」を実施しております。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

【社会福祉課】

**民間事業者による施設設立となるため、整備は困難と考えます。
また、グループホームは県の指定のため、市による待機者の実態把握を行う予定はしておりません。**

- 2)グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

現時点で家賃補助増額など市独自の上乗せは予定しておりません。

- 3)夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

【社会福祉課】

現時点で自治体独自の補助は予定しておりません。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

【社会福祉課】
認定調査で本人の状況を十分に聞き取り、適正な支給量を提供するよう計画を作成しております。

2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

【社会福祉課】
国の基準に沿った運用を行っております。

3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

【社会福祉課】
令和7年度に、報酬改定を実施しております。

④ 障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

【社会福祉課】
福祉施設のほか、福祉関係団体や福祉事業者等と連携し、適切な支援に努めております。

1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

【社会福祉課】
入所の決定に際して、障害の有無については確実に確認を行っております。
また、療育が必要となる場合は、相談支援に繋ぐ体制を整えております。

2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

【社会福祉課】
児童発達支援センターのぞみ学園における給食費は、関係法令に基づき、入園児童の保護者から負担をいただいております。本市では当該児童の保護者が属する世帯区分に応じ、負担いただく給食費を定めております。加えて、昨年度に引き続き、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した支援施策として、食材費高騰による値上げ分の減免を継続して実施しております。
今後も質と量を維持した給食を継続して提供できるよう、発注方法の見直しや献立の工夫を行うよう努めてまいります。

3) 「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

【社会福祉課】
必要な財源の確保等により、相談支援体制の強化に努めております。

- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起らない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起らないような支援策を講じてください。

【社会福祉課】
虐待、ひきこもり等の案件につきましては、相談支援事業所等の機関と連携し対応しております。また、施設に従事する職員を対象に、定期的に虐待研修を実施しております。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【社会福祉課】
国の通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を把握したうえで、支給決定しております。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

【健康課】
高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種については、自己負担額を無料にする予定はありません。

- ★②流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

【健康課】
50歳以上の带状疱疹予防接種については令和6年4月から助成を開始しています。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、男性を対象としたHPVのワクチンについては、厚生労働省が専門分科会にて定期接種化を議論されているところであり、その動向を注視してまいります。
子どもや障害者のインフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチンについては、現在のところ助成制度の創設は予定しておりません。

8. 健診・検診

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【こども若者家庭センター】
産婦健診について、令和5年度から助成対象回数を2回に拡充しております。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【こども若者家庭センター】
5歳児を対象とした発達支援については、関係機関と共に検討しております。
5歳児健診についても国の動向等を注視し検討してまいります。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【こども若者家庭センター】
妊産婦歯科健診について、平成21年度から、母子健康手帳の交付時に無料の受診票を発行しており、妊娠中又は出産後1年まで利用することができます。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康課】
歯科衛生士について、事業に必要な人員を配置できているため、現在のところ、常勤での配置は予定しておりません。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

【健康課】
地域医療構想や愛知県医療計画を注視し、関係者と協議を継続します。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【健康課】
現在のところ、医療従事者向けの奨学金制度を実施する予定はありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【国保年金課】
意見書・要望書を提出する考えはありません。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【国保年金課】
意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【高齢者福祉課】
国庫負担の割合は定められております。意見書を提出する考えはありません。

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

【高齢者福祉課】 意見書を提出する考えはありません。
【社会福祉課】 意見書を提出する考えはありません。

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

【高齢者福祉課】 意見書を提出する考えはありません。
【社会福祉課】 意見書を提出する考えはありません。

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【高齢者福祉課】
補聴器購入につきましては、令和8年4月より助成制度を開始いたしました。引き続き動向を見て意見書提出等について検討いたします。

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【国保年金課】
意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】
市長会等を通じて、国・県の財政支援を要望しております。

- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【社会福祉課】
意見書を提出する考えはありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

【国保年金課】
財政運営の責任主体である県が納付金を算定し、通知された額を納付しているため、納付金を引き下げることはできません。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【高齢者福祉課】

補聴器購入につきましては、令和8年4月より助成制度を開始いたしました。引き続き動向を見て意見書提出等について検討いたします。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【学校教育課】

市長会等を通じて、国・県の財政支援を要望しております。

⑤地域に必要な病床を確保してください。

【健康課】

意見書を提出する考えはありません

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【高齢者福祉課】 基金を活用した新たな対策を実施する予定はありません。

【社会福祉課】 基金を活用した新たな対策を実施する予定はありません。

【保育課】 基金を活用した新たな対策を実施する予定はありません。

【健康課】 基金を活用した新たな対策を実施する予定はありません。

以上